

建設業者向け物効法Q A集

番号	項目	質問等	回答	「【改正物効法】建設事業者向けの第一種荷主、第二種荷主の考え方」参照ページ
1	貨物	<p>建設工事現場で発生する建設副産物で処分場で処理してもらおうようなものは重量算定の対象外と考えて良いか。</p> <p>また、廃棄物など価値のないものは対象外と考えて良いか。</p>	<p>他社のトラック事業者から受け取る or 運送契約を締結している場合には、荷主として取扱貨物重量を算定する必要があります。</p> <p>廃棄物の運搬であっても、荷主となる取引については重量算定を行っていただく必要があります。</p>	資料P. 1
2	荷主	<p>第一種荷主と第二種荷主の違いを分かり易く説明して欲しい</p>	<p>原則を端的に申し上げますと、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種荷主 他社のトラック事業者と運送契約を締結している事業者</li> <li>・第二種荷主 他社のトラック事業者から荷物を受け取る、又はトラック手配はしていないが荷物を受け渡している事業者</li> </ul> <p>となります。詳細はポータルサイト（<a href="https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/">https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/</a>）における定義をご参照ください。</p>	資料P. 1
3	荷主	<p>対象となるトラックなどの車両はいわゆる緑ナンバーに限定されるのか</p>	<p>第一種荷主と第二種荷主とで以下のとおり対象が異なるので、ご注意ください</p> <p>(1) 第一種荷主 いわゆる緑ナンバーのトラック事業者に貨物の運送を行わせる内容とする契約を締結する者が第一種荷主該当します。</p> <p>(2) 第二種荷主 トラックのナンバーの色に関わらず、他社の運転者から貨物を受け取る（下請企業などに受け取らせる）者、他社の運転者に貨物も引き渡す（下請企業などに引き渡させる）者が第二種荷主に該当します。</p>	資料P. 1

4		<p>土木工事を請け負った建設業者が請負工事の付随的業務として、建設副産物（土砂、コンクリート殻など）を請負人の自家用トラック（白ナンバー）でストックヤードや産業廃棄物処分場へ運搬することは、貨物自動車運送事業法第3条（一般貨物自動車運送事業の許可）に違反しないという解釈で良いか。</p>	<p>貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいい、当該行為については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となり、当該事業に該当するかどうかは、個別の運送形態を踏まえて、実質的に判断することとなります。</p> <p>本件のうち、建設副産物（土砂、コンクリート殻など）を請負人の自家用トラック（白ナンバー）でストックヤードや産業廃棄物処分場へ運搬する行為については、建設業者が請け負った土木工事の一環として密接不可分であり、その業務に付随して行われる場合は、当該運搬行為が土木工事業務の過程に包摂しているものと認められ、名目の如何にかかわらず運送の対価としての有償性がない場合には、貨物自動車運送事業法第3条の適用対象とならないと考えます。</p> <p>詳細は、主たる事務所の所在地の各地方運輸局貨物課等にご相談ください。</p>	資料P. 11
5		<p>土木工事を請け負った建設業者が、請負工事の付随的業務として発生した副産物（土砂、コンクリート殻など）を請負人の自家用トラック（白ナンバー）でストックヤードや産業廃棄物処分場へ運搬する場合、誰が第一種荷主、第二種荷主になるのか。</p>	<p>事業者が他社のトラック事業者に委託せず自社トラックで運搬する場合には、当該事業者は第一種荷主に該当しません。</p> <p>そのため、ご提示の事例では</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種荷主 該当無し（建設業者が自社トラックで運搬しているため）</li> <li>・第二種荷主 ストックヤード、産業廃棄物処分場の管理者となります。</li> </ul>	資料P. 11
6	荷主	<p>建設工事において土砂が発生した場合、ストックヤード（再利用のための一時堆積場）に搬出することがある。</p> <p>ストックヤードの設置者は、工事の発注者、自治体、民間事業者の場合など様々であるが、第一種荷主は土砂の運搬を依頼する者（通常は元請業者）となるが、第二種荷主はそれぞれ誰か。</p>	<p>ストックヤードへの搬出の際に他のトラック事業者と運送契約を締結されている場合には、第一種荷主は土砂の運搬を依頼する事業者となります。</p> <p>その場合には、ストックヤードの管理者が第二種荷主となりますので、設置者が工事の発注者・自治体・民間事業者のいずれかによって、第二種荷主は異なります。</p>	資料P. 9～12
7	荷主	<p>河川の護岸ブロックを設置する工事において、元請事業者が護岸ブロックの販売者に注文し、護岸ブロック販売者が自社トラックで元請事業者へ納品した場合、第一種荷主・第二種荷主は誰になるか。</p>	<p>Q5と同様に、ご提示の例において、護岸ブロック販売者は自社トラックにて運送を行うため、第一種荷主には該当しません。</p> <p>貨物を受け取る元請事業者（指示により下請事業者に貨物を受け取らせる場合を含む）が第二種荷主となります。</p>	資料P. 5
8	荷主	<p>解体工事を受注した建設会社が解体工事を行い、建設副産物を産業廃棄物処理場まで運搬する場合、第一種荷主、第二種荷主は誰か。</p>	<p>第一種荷主については、建設会社が他社のトラック事業者に委託せず自社トラックで運搬する場合は、当該建設会社は該当しません。その場合において、建設副産物を受け取る産業廃棄物処理場が第二種荷主となります。</p> <p>仮に、産業廃棄物処理場までの運搬を他社トラック事業者に運送委託している場合には建設会社が第一種荷主に該当し、建設副産物を受け取る産業廃棄物処理場の管理者が第二種荷主となります。</p>	資料P. 11 資料P. 9

9	貨物	<p>工事現場に搬出入する土砂及び維持・除雪工事等で運搬排雪する雪については、物流効率化法における特定荷主指定の基準値9万トンの対象となるか。またその際の重量の把握については、土質や雪質に応じた単位重量×体積の式で算出して良いか。</p>	<p>ご認識のとおり、工事現場に搬出入する土砂や除雪工事等で運搬・排雪する雪についても、他社トラックと運送契約している又は、他社トラックから受け取る・受渡す場合には、特定荷主の重量算定の対象となります。（ただし、排雪場での雪の受取りについては、日時指定ができない貨物として重量算定の対象外となります。）算定方法についてはご提示のよう単位重量×体積等による推計で問題ございません。</p>	<p>特定荷主の物流効率化法への対応の手引き（令和7年9月）  <a href="https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001984872.pdf">https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001984872.pdf</a>  P6「年度の取扱貨物重量の算出方法」を参照ください</p>
10	貨物	<p>土砂について、同一の現場内で運搬する場合（例えば、同一工区で公道を通らず、A箇所で切土した土砂を1km先のB箇所で盛土する場合にダンプトラックで運搬する場合など）は重量算定の対象となるのか。また、工区が分かれており、公道を通る場合はどうか。</p>	<p>自社工場や、自社施設等の施設が同一拠点内にある場合、同一拠点の施設間の運送は重量算定の対象に含めないものとしております。</p> <p>なお、同一拠点の統一的な判断基準はございませんので、輸送の宛先や施設の種類、その他状況など個別具体的な事情を踏まえて、合理的に判断することとなります。</p>	
11	特定荷主の指定	<p>次年度に建設工事を受注できるか否か分からない中で、次年度に特定荷主に該当する基準である取扱貨物の重量が年間9万トン以上となるのか判別が付かない場合にはどうしたらよいか。</p>	<p>特定荷主の指定に係る重量算定については、指定の届出を行う前年度の取扱貨物重量を算定いただくこととなっております。その結果、前年度の取扱貨物重量が9万トン以上となる場合には届出をお願いいたします。</p>	
12	特定荷主の指定	<p>特定荷主の物流効率化法への対応の手引き（令和7年9月）の4頁において、「荷主の主たる事務所の所在地を管轄する当該委任先地方支分部局長等が提出先」とあるが「主たる事務所」とはなにか。</p>	<p>「主たる事業所」とは、一般的には法人の本社・本店に相当し、事業活動を統括・中心的に行う最も重要な拠点をさします。もっとも、物流効率化法において特段定めは設けていないため、事業者ご自身が「主たる事業所」をご判断いただき、届出書に記載した「主たる事業所」の所在地を基準として、当該所在地を管轄する地方整備局等に提出することとなります。</p>	
13	特定荷主の指定	<p>事業者が特定荷主に指定される手続きの中で、弁明の機会付与の通知文が届くようだが、どんな意味があるのか</p>	<p>特定事業者として指定する行為が行政手続法では不利益処分該当するため、行政手続法に基づき、届出を提出いただいた事業者さまに対して意見陳述等の機会を付与すべく行う手続きとなります。</p>	
14	物流統括管理者	<p>物流統括管理者は専任の監理・主任技術者を兼ねることは可能か。</p>	<p>物流統括管理者は常勤性や専従性を求められていないことから、それぞれに求められる業務を適切に行える場合は兼任可能となります。</p>	